

第七回國會議衆
經濟安定委員會
議錄第七號

100

公定価格は九千三百四円余りになつておりますが、外国における価格の推移、あるいは国産原油の生産費というものをにらみ合せて、どういふ方法でやるかといふことは、この前も申し上げましたように、ただいままだ研究中であります。国内の価格の問題については価格調整公団等を使つて、プールの価格をつくることも考えられますが、まだ具体的な実施の方法につきましては、なほ検討を要するものがありますので決定をいたしていません。

○志田委員 私たちがこの問題を取上げて、政府に御質問申し上げることは、実は非常に遠慮がちな立場をとつて今日まで来たのであります。それといふのは、今日原油がようやく日本に入つてゐるようになりました。その間政府は相当に努力せられて今日まで来たのであらうと思つてありますけれども、先般本会議におきまして、共産党の野坂君は、わが国の産業の上になつた外国資本が入つて来ることは、日本の産業を破壊させるものである。従つてこういうことをなす政府は帝国奴的な行為をみずからしておるものであるといふ御批判があつたのでありますけれども、われわれはこれに對しまして、特に国民大衆に對しましては、まことに遺憾に存じておるものであります。ただし、日本の石油業者が原油を輸入するということによりまして、現在よりもより近い將來におきまして、国際競争において非常に不利になるという価格がきめられておるといふことでありますれば、当然政府といつたしましては、価格調整その他の方法をすみやかに講じて、これ

らの事態を吸収しなければならぬ責任があるのではないかと思つておるものであります。しかも大体輸入されている原油は中東油と私は思いますが、国産油のマル公は九千三百六十八円といふことになつて五割高だといふことに比べますれば二割高だといふことを、われわれは聞かされております。この二五割も高い外国油が、先ほどの御説明によりまして、二十四年度より將來にわたりますれば、相当多量に入つて来ることを考えなければならぬので、ここにわが国における精油事業あるいは精油事業におきまして、いろいろ対立的な面が生ずることを恐れたければならぬと思つてあります。それ、その点に關するお考えはいかがでありますか。

○増岡政府委員 お話の点注意をいたすべき事項だと考えます。特に国内の業者が国際的な競争にきつて不利な立場になるということについては、何らかの処置を考えなければなりません。価格の面については、先ほど申し上げましたような状況で、ただいま公団の組織等を考慮中でありまして、御趣旨の点を十分尊重いたしまして御処置いたしたいと考えております。

○志田委員 政府は石油事業に對しまして、一つの石油政策というより、なほこの際緊急に樹立しなければならぬ段階に來ておると存じますが、現在緊急に石油政策を樹立する何らかの具体的な方法を講じておられるかどうか、政府委員にお尋ねいたします。

○増岡政府委員 ただいまのところ、いろいろ今御指摘のような点もございしますので、どういふふうな石油探掘事業、あるいは精製事業、あるいは配給

の問題というふうなものを整備して行くかといふことについては、総合的に研究中でございますが、ただいまのところ精油業についてどういふ措置を講ずるか、あるいは採油業については將來特別助成的な措置を講ずるといふような点については、具体的に申し上げる段階にまで至つておりません。

〔委員長退席、多田委員長代理着席〕

○志田委員 具体的に申し上げられないといふことは、石油政策について今検討中であるけれども、しばらくの間、時をかさなければならぬという意味に解釈いたしました。それはそれで了承いたしますが、全般的な石油価格の改訂に發展する考えをもつてなさつておられるか。もし石油価格の改訂まで行かなければならぬ、しかも外国油との見合いにおきましてそれをなさなければならぬとすれば、その時期はいつごろを實施の目標に置きまして、それを練つておられるか、お伺いいたします。

○増岡政府委員 価格の問題につきましては、いつごろというふうな確実には申し上げられませんが、大体来年度以降のものについて相当調整の措置を講ずることができるといふふうに考えますので、目下物価庁において十分検討を進めております。

○志田委員 単に価格の問題を国際価格にさや寄せるといふようなことを考えずに、政府は石油業者自身の創意くふうによつて、あるいは採油業における合理化によつて、この価格改訂に役買わせるお考えであるのかどうか。あるいは補助金をその他によつて採掘あるいは精製等に補助金を出して行

くというふうに、それをお考えであるかどうか、それをお聞きいたします。

○増岡政府委員 採油関係の業者につきまして、あるいは精製関係のものにつきまして、あるいは合理化を進めなければならぬのはもとよりであります。特に精油関係等について補助金を交付するといふようなことは、現在の状況ではむづかしいかと思つております。しかしこれはもとよりきまつたことではありませんが、採掘等について見返り資金等の融通を優先的に取扱うことによつて、資金的な援助ができるかどうかといふことで、精油業についても資金の許す限り融通が可能なるように、善処いたしたいと考えております。

○志田委員 合理化によつて日本の石油関係が外国石油に負けないくらいに十分競争できるという考えを持つておられるに、帝国石油の副總裁屋敷さんなどもいるのであります。合理化といふことはつまり精油業の面における合理化であるのか、あるいは今日の人員の整理といふことも加えた合理化であるのか、その点を政府はどういふふうに見ておられますか、お尋ねいたします。

○増岡政府委員 必ずしも人員整理だけを目標として言つておるものではないと思つております。今御指摘の帝国石油の方がどういふ御意見かは私直接聞いておりませんが、採油業の方面においても、相当技術的の合理化によつて多少コストの引下げということも考えられる部分が、まだあるやに聞いております。

○志田委員 わが国の産業が外資によつてこの際活潑になつて行かなければならぬことに對しましては、論ずるまでもないところであると思つております。過日の本会議におきまして、共産党の野坂君がこれを非常に帝国奴的な扱いをしました。一九二二年ソビエトにおきまして、外国の資本によつて今日のソビエトの民族資本が蓄積されておることは申すまでもないのでありますから、われわれはたといさうな論議をもつて、この点を非難されましても、これを当然と考えるわけにはいかないものであります。そこで資源開発の育成といふ点につきまして、政府はどういふふうな考えを講じているか、それをお伺いいたします。

○増岡政府委員 先ほど申し上げたように、石油資源は御承知のように日本には少いといわれておりましたが、有利な鉱区を探り当てること、非常に大切であります。また全然ないわけでもないやうでありますので、そういう点について、今後さらにその政策を促進して行くという意味で、先ほど申しましたように、資金的な援助の可能な範囲においてこれをやまして、新しい鉱区の探求をせよ進めて行きたいと考えております。

○志田委員 ただいま日石だと思つて、カルテックスとの間に事業上のとりきめが行われて、利益金の分配といふことでやつておるやうであります。そうして獨逸の油槽所を、カルテックスが外油を入れるということにおいて、これを日石からとつて、日本で精油事業をやるといふことでありますけれども、こういうことは今後日本の石油事業界に影響を及ぼさないとお考えになつてゐるかどうか、お尋ね申し上げます。

○増岡政府委員 石油事業に對して、

特別にきわめて不利な条件になるといふふうには考へておりません。

○志田委員 私も同感であります。たとへば向うの資本や原料が入りましても、外国の投資家はある時期が来て採算がとれないといふことになれば、いつでも資本を引上げられることになりまから、たとへば油槽所と原油との交換といふようなことがありましても、これはとりたてて申し上げる必要のないことは明らかであらうと、私は思つてゐるのであります。吾間人事権にまでタッチしてゐるといふことが風評として伝えられ、あるいは新聞などにも出ておりますが、そういう点につきましての政府のお考えはいかがでありますか。

○増岡政府委員 私はその風評を特につまびらかにいたしません、結局会社の構成の問題になりまして、人事に容喙する権利のないものが人事に容喙するといふようなことはあり得ないと考へております。

○志田委員 どうもよくわからない御答弁でありましたが、それはそのくらいにとめておきます。政府はかつて陸軍及び海軍が持つておりました燃料廠、それを今後日本の石油政策の精油の面において、どういふふうにお使いになるお考えであるか、お尋ね申し上げます。

○増岡政府委員 従来の燃料廠をどういふふうにご利用するかという問題は石油業関係ばかりでなく、いろいろ利用の道もあるだらうと思ひます。そういう問題については、結論的に申し上げますれば、最も有利な利用方法を講ずべきであるといふことで、私実は所管をしておりませんが、大蔵省の現実に取扱

つてゐる方面にはいろいろの計画が出ておると思ひますので、そういうものを全部勘案して、最も有効に使うことが適切であらう。その点については、いろいろの意見あるいはいろいろの計画があるよりありますが、まだ最後の決定には至つておりません。

○志田委員 たとへば岩國の陸軍の燃料廠、四日市の海軍燃料廠等を既存の日本の石油会社に与へ、日本の精油事業を十分復活させる考へを持つておられるかどうか、お尋ね申し上げます。

○増岡政府委員 ただいま申し上げましたように、まだこれをさういふふうに使ふかどうかはきめておりません。

○志田委員 販売の方法についてですが、今日日本はジョイント・ユースは幾つくりのもの考へられておられますか。

○増岡政府委員 ちよつと細かくありませんので、私承知いたしておりませんから、石油課長からお答え申し上げます。

○芝原説明員 今お話のジョイント・ユース、これはただいまのところ輸入基地である各元売業者がそれらのタレントを、いわゆるジョイント・ユースと言つておりますが、共同使用をいたしてあります。

○志田委員 最初のジョイント・ユースはこれを廃止したように私たちは思つておりました、廃止した後漸次会社がタンク能力によりまして、自由競争をやるようになって行くのではないかと思ひますけれども、時期についてはいかがでありますか。

○芝原説明員 最初は輸入基地ばかり

ではなく、第二基地までそれ／＼ジョイント・ユースをいたしておりました、それが、それ／＼の元売業者が自己のタンクを整備したすに於いて、次第にジョイント・ユースをはずしまして、本年一月からは使用基地だけジョイント・ユースすることになつたわけでありました。今後それ／＼の元売業者が自己の所有施設を整備したすにつれて、次第にジョイント・ユースはなくなるものと考へております。

○志田委員 そうしますと、それらの元売業者の下部機関としての特約店が、公開的に今後行われて行くといふふうには解釈してよいかどうか、お尋ねいたします。

○芝原説明員 下部機関の方は従来ともジョイント・ユースをいたしておりません。元売業者間だけで、実際の配給面に支障のない程度に、できるだけジョイント・ユースはなるべく行方業者のためにするもの考へております。

○志田委員 そうしますと、今後日本の石油会社の中の精油会社というものはもつぱら原油の入荷いかんで、その会社の成績が決定せられるといふような事態が今後起るのではないかと思ひますが、これに對してはいかがお考へでありますでしょうか。

○芝原説明員 ただいまお話の通り、将来におきましては、日本の精製業者が自己の保有する原油の量によつて販売の方へも影響するといふことに相なると思ひますが、こゝ当分は現在通り自己の精製したもの、必ずしも自己の全販売数量といふことには相ならないと思ひます。

○志田委員 今当分はさうであるとい

うことは、私にもわかるのであります。るが、たとへば進駐軍産業、あるいはグリス等の副産物の面などといふこととで、そういうことにならうと思ひますが、太平洋沿岸の工場を持つていない精油会社は、これで非常な影響を受けるといふようなことにつきまして、政府はこれをどういふふうにならうと考へて行かれるか。

○芝原説明員 太平洋沿岸の精製工場の能力が現在計画されております復旧計画が完成いたしましたとしても、需要に比へまして半數程度以下しかございませぬので、供給力が国産原油を入れましても、はるかに需要量より下まわつておるといふ状態が続くわけございまして、特に太平洋沿岸の精製工場が再開したために、日本海岸方面の精製工場が打撃をこうむるといふようなことは絶対にないものと確信いたしております。

○志田委員 絶対にないものと確信せられておるようでありませんが、これは相当御研究していただかないとならない点があると思ひますから、特にこの点を御留意していただきたいと思います。その後は原油の輸入側当の方式は決定いたしておるのでございませうか、いたしてないのでございませうか、お尋ねいたします。

○芝原説明員 今後の原油輸入の方針でございしますが、六月末までの原油決定につきましては、すでに御承知の通り以降の原油輸入につきましては、目下作業中でございします。大体の方向としては、できるだけ民間貿易で原油を入れたといふふうにならうと考へてお

ります。

○志田委員 たいへん詳しく御説明いただきましてありがとうございます。たゞ、どうぞ政府におきましては、日本の石油事業が、戦時中は南方その他に移動を命ぜられまして、施設を南方に移動した結果、その間に得たものは、単に敗戦によつて南方に事業を拡大するために雇傭した、大きな人員を持つてゐるだけでありまして、今日その施設は南方に置き去りになつております。その上にもつて来て、今日のごとき原油の価格が、国産原油が九千三百円以上とならざるを得ない。どうして今日の状態にありましては、国際競争におきまして、非常に不利であります。政府といたしましては至急にこれらの石油業者に対する親切な取扱ひを考へていただかしまして、わが国の石油業界が、少くとも精製業者と採油業者とが相反して、抗争することのないように、特に強く私からその施策の調合をお願い申し上げます、私の質問を終りたいと思ひます。

〔多田委員長代理退席、永井委員長代理出席〕

○多田委員 ただいま石油の問題について、志田委員から詳細に御質問がございしましたが、実は精油工場で日石の新潟の工場が自然的な関係で非常に危機に立つておるといふことを、先般視察に行つて見て参つたのであります。が、新潟の工場の保安設備その他について、政府としても優秀設備を完全に守り、しかも完全に稼働させるために、十分な手を盡すべきだと思ひます。ありますが、それに対してどういふ考へ、あるいはまた計画があると思へば、

その内容を承りたい。

○芝屋説明員 ただいま御指摘の点まことにごつとものことでございませう。かねてから通達省と共同作業によりまして、復旧工事その他につきましては資材資金等のあつせんについて、目下作業中でございます。御指摘の線に沿ひまして至急善処いたしたいと存じております。

○多田委員 次に全般的の問題について二、三お尋ねいたします。物調法に基く需給調整規則が、各物資についてつくられておりますけれども、各物資の需給調整規則のいわゆる統制方式が必ずしも統一されてないため、せつかく統制規則をつくりましても、一方の統制規則における考え方と、一方の需給規則における考え方と一致してないというふうな場合があるようでありま

す。たとえば配給物資の需給規則におきまして、せつぐんの需給規則では、卸、小売、生産その他の業務の兼業を禁止しておるが、その他の物資については業務の兼業を禁止してないというふうな点その他いろいろあるようであります。需給調整規則の制定に際しましては、安本長官の承認を得た上で制定することになつておるようでありま

すけれども、これに対して各省の考へ方で需給調整規則がつけられるというふうになつておるが、あるいはこの需給調整規則のつくり方について、安本自身が統制的な処置をとられておるか、また現実にてきておる需給調整規則のいろいろ矛盾についての見解を承りたい。

も処理いたしておるということに御了承願ひます。

○多田委員 安本等が中に立つて処理しておられるという話でございますので、需給調整規則をつくられます場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

え方として一応考へ得られる問題でありますけれども、御意見のような筋のもとに進みますと、統制を今後解消して参ります際に、中間にいろいろな関係の統制を解除しようとしま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

を行わせて来た。しかしこれが必要がなくなつたために、物調法の一部を改正する

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

際の運営がつくという可能性はあると思ふのでありますが、現実の問題とい

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

す場合、あるいは改正されま

○増岡政府委員 私からお答へ申し上

げますが、民間の産業団体を指定いたしましたして、補助的な統制事務を行わせて来たと申しますのは、大体指定生産資材関係の割当業務の補助機関としての扱つて参つたのでありまして、この点については大体官庁の方の機構の整備に伴つて順次廃止をして来ておりまして、現在のところは実は一つもなくなつておるのであります。今お話のような、配給物資の共同荷受機関等は、實際上配給の円滑を期するために、ある程度統制業務らしいものに参与しておるのですが、そのものはこの臨時物資調整法に基いて指定をして、補助的統制業務を行わせて行くというものには当つておりませんので、この改正案によりまして、その関係の規定がなくなりましたも、そのものについては従来業務に影響がないということであります。

〔永井(英)委員長代理退席委員長
蒞席〕

○多田委員　私の今申しましたのは、従来指定されておつた団体等があつて、その団体等がこの法律を改正することに、影響を受けるということによつて、影響を受けるというより、さうな意見ではないのでありまして、従来とも物調法によつて指定は受けていなかったのでございます。物調法によつて荷受機関としての指定を受ける措置を講ずべきだということとは、前々から申し上げておりますし、前回物調法を改正する際にも、長官は、はつきりとこれらの措置を講ずることについて同意されておるように私記憶しておるのであります。物調法の建前として、産業団体を指定して、それらの産業団

して来たといふ。今までの境を力を
一
應御破算にいたしまして、現実配給
を円滑に完遂するという建前から、新
しくこれらの配給物資についても、民
間産業団体を指定するというような措
置をとるべきだ。これらの措置をとな
ないことによつて、いろいろの弊害あ
るいは配給上の混乱を生ずるおそれ
が多分にある。これは今までは事業者
団体がなかつたために、あるいは事業
者団体ができまして後におきまして
も、公正取引委員会が積極的な活動
しなかつたために、これらの団体とし
てある程度の活動をするのができた
のであります。最近におきまして公
正取引委員会が、これらに団体に対
して非常に積極的な措置をとりつと
あるといふような現状になりますと、どう
しても物調法による法的な裏づけが必
要になつて来るというのが現状でござ
いますので、これを削除せずして、配
給物資について国家の統制業務に際
する程度で、民間団体を指定するとい
う措置をとるべきだと考えておりま
すが、これに対していま一応御見解を
承りたいと思います。

承りたしと思します

○増岡政府委員 事業者団体の關係でいわれる荷受機關的な地方の団体を指定する方が、配給の円滑を期する上に適當であるという御意見であります。が、先ほども申し上げましたように、今までの規定で指定をいたしておりましたものは、指定生産資材としての各同業者に対する割当をやるという場合でありまして、そのものをさらに下の段階あるいは消費者というようなものに配給をする場合に、それを産業團

あり、これによって、むしろ配給制度の場合には、この割当と指定生産資材の割当に対応する分は、府果において需要者に供給する、あるいは特定の事業者団体に供して供給するということで、運営をして来ておつたのでありまして、この規定を存続いたしまして、今お話のように運用することは相当むづかしいのではないかと、いうふうにも考えるのであります。ただ、今お話のように、事業者団体ができてから、あるいは機関の運用がきわめてむずかしくなつて来たということは、私どもは聞き及んでおるのでありまして、それらの措置につきましては、なお個々の物資の配給のやり方について、さらに具体的に研究をした上で、その運営が円滑に行つて配給に支障がないように措置するということが可能ではないかというふうに考えますので、そのように御了承をお願いしたいと思います。

「承おきを願ひたします」

○多田委員　増岡さんは実際の配給の
実情についてお知りにならないから、
そういうった御意見が出ると思うのであ
りますが、實際配給の物資を完全に統
制して、統制の目的を達するという
ためには、どうしてもある程度の民間
団体を統制的な補助的機関に活用しな
ければ、当初の目的を達成することは
できぬということが現実なのでありま
す。そこで民間団体を使わずに、物の
面については非常に強度な統制をす
る。民間企業体については自由な形に
するということによって、その統制を
滑らかにすることによって、今後
行われることによって、その統制を滑
らかな危険性が多分にあるのでありま

といふような考え方をすれば、むしろこの際統制を全部撤廃して自由な形にすることが、弊害を少くするというように私は考えておるのであります。そこでこの條項を削除いたしますと、かりに今お留のように各物資についての需給調整規則によつて、これらの行政的措置をとる場合においても、民間團體を活用することが不可能になるわけでありますから、この條文を残しておきまして、各物資ごとの需給調整規則をつくります。あるいはそれを改正いたしましたして、これらの民間團體を活用するというような考え方で、少くとも統制する以上は、その統制が完全に行われるという線で政府自体も考えるべきだ、こう考えておりますが、それに對してどうお考えになつておられますか、その点生活物資關係の方からでもけつこうですか……

一、

○**鴨崎政務委員** 配給物資の今後の統制について、どういうふうに考えておるかという御質問だと思つてあります。生活物資で今後統制を継続して行くおもな物資につきましては、しばらく公団方式という方式をとりまして、いろいろな割当に對する事務をとつておるのでありますが、そういう公団の統制方式をとらないものにつきましては、できるだけ間屋機能を活用いたしまして、それによつて配給物資の円滑な運営をはかりたい。かように考えております。

○**多田委員** 間屋機能を活用されますの考え方には、私も同感でございますが、物を統制する以上は、その統制

な統制を遂行するという線からはずれて来る危険性が多分にあるというふうな考えでおりますので、これらの關係、たとえば今お話のように間屋制度を活用して統制を完全に行わせるというお話であります、現実の問題として、まして、物が少いから統制するのでありまして、少い物資を消費者まで輸送するというのが、現在の輸送の現実からいたしまして完全に行われるかどうかということば、非常に疑義があると思うのであります。そこで今私が申しましたのは、間屋機能を活用されることもけっこうでございますけれども、間屋機能を活用されます場合に、きまして、ある程度民間団体を活用することが必要ではないか、あるいは中小小企業等協同組合法によつてできた協同組合等を物調法に基くとこゝらの指定団体としてこれらの団体にある程度の、要するに政府の統制機能を阻害しない程度の統制の補助的な業務を行わせることが、必要ではないかと考えておりますが、現実配給物資を扱つておられる関係省の今までの実績に照しました御見解を伺いたいと思ひます。

温一

○**鐵道政府委員** 配給物資につきま
て、今後御機關その他のものを今の物
調法で指定して行くという考え方につ
きましては、そういう考え方をとつて
いないのでありまして、御機關なり、
それらを登録して、そういうような形
において物資の円滑な配給をやりた
い、こういうような考え方を持つてお
るのであります。

○多田委員 考え方は非常にけつこうなんですが、今のような考え方で、完全に物が流れておるかどうか、その点をお伺いします。

○鶴崎政府委員 物の配給の円滑化は今後各方面の行政的な指導の面もありまします、その他自主的な卸売機の活動の面もありまして、物にひもをつけたつ円滑に配給ができるようにいたしたいと考えております。

○多田委員 配給ができるようにしたいという考え方でございますが、実際問題とすると、配給が非常に困難だといふことが一言にして言えると思うのであります。それは現在いろいろな配給物資の配給の現状を見ましても、それらの卸売機が各府県ごとに一つの団体を一つつて、その団体がメーカーから品物を仕入れる、あるいは公団から品物を仕入れて、それをさらに卸売業者に分割して、小売業者から消費者に物を配給しておるといふのが現実であります。登録された卸売業者が、個々に公団なりメーカーから備給規則の通りに物を仕入れて流すというところは、現実の面から不可能に近いような状態になっておるうちに、私も承知しておるのであります。最近経済調査庁が全国的にいろいろな配給物資についての調査をされておりますが、その調査の面に現れておるものを見ましても、ほとんど各府県の団体が一括して物を仕入れて、卸売業者に分割して、さらに小売業者に卸して、小売業者が消費者に流しておるといふのが現実であります。ところがたまたま卸売業者がなくなりました団体は、これら中小企業等協同組合法に基づくところの協同組合であります。また大企業が入つておる、あ

るいは二十人以上の使用人を持つておるものが、その組合に加盟しておるといふようなことによつて、事業者団体に法に抵触するということ、公正取引委員会が正式に取上げた問題も相当あります。現実には物の配給の面に混乱を生ずるといふ危険性が将来ございまして、統制する以上はそういう混乱のないように、しかも民間企業を十二分に活用するという観点でも民間企業を一つのこういうた荷受機程度に補助的業務を援けさせるということ、需給調整規則の面でも物調法の裏づけとしてこれらの民間団体を指定するといふことが、どうしても必要になつて来るのであります。そうしませんが、せっかく物を統制しましても統制が混乱に陥り、統制の当初の目的を達することが不可能になる危険性がありますので、現実の面から見まして、これらの措置を当然講ずべきだ、こう考えておりますが、今の御意見は御意見として、はごもつともかもしませんが、現実の措置としていまだ一応考えることができないかどうか、政府の御意見をお伺いいたします。

○鶴崎政府委員 今の配給を統制する以上は、円滑にかつ確実にするようになつて御意見につきましても、今後ともそういう線をやつて参りたいと思つてあります。

○多田委員 今後ともそういう線で行きたいという御意見は、物調法の裏づけとして民間団体を使つて行くという御意見に了承してさしつかえございませんか。

○鶴崎政府委員 実はお話の、現在の、たとえば衣料にいたしましても各府県

の共同荷受機関というものがございまして、それに対して割当てて配給しておるのであります。これは御承知のように物調法によらない自主的な共同荷受機関、これでは動いておりませんので、物調法に基づく指定機関という方向には、なにか、むずかしいのでなからうかと考えております。

○多田委員 今お話の組織の荷受機関というふうな、民間の自主的な団体が今まで統制的な面に、相当補助的な役割をして来たのであります。こういう団体が共同荷受けをするというふうなことになるならば、その団体の構成内容によりましては、当然事業者団体に抵触する危険性があるのであります。先ほどから申し上げましたように、現に公正取引委員会が正式に審判開始決定をいたしておるものもありま

すので、そういう措置は非常に危険である。政府関係各府省がこれらの機関を使つて、ある程度の統制的な仕事をさせる、こうおつしやいまして、二方事業者団体にによりまして公正取引委員会がそれに対して制限を加えるという事になります。一番被害を受けるのは民間団体ということになるのであります。これはどうして物調法の裏づけとして需給調整規則によつて、これらの団体を指定する措置を講じなければ、現実の問題としては不可能になる危険性がありますので、物調法に基づく指定が非常に困難になるというお話であります。その困難だといふ御意見を、ある程度お伺いできれば伺いたいと思つております。

○増岡政府委員 実は法規上の問題を詳しく検討すればいろいろ議論がある

と思つてあります。が、繰返すようになりますが、従来産業団体を指定いたしました。統制の業務を行はせたいというその統制業務の内容であります。それは臨時物資需給調整法の第一條第一第一号の指定物資につきまして、第一第一号の指定物資を扱う場合に、その団体の構成員がその物資を扱う場合に、その団体の構成員に対して割当をする、たとえばすでに統制はありませんが統制物資であつた場合に、が、石炭その石炭を使う工業者が集まりましてつ

くつた団体、金属の業者であれば、金属業者のつくりました団体を指定いたしました。その団体に對して石炭の割当をするという業務を委任してやつておつたのであります。従つて配給の場合には、その割当に對する仕事は、先ほども申し上げましたように、府県なり需業者団体等がやることになりました。荷受け機関が統制業務をやることになりました。お話の趣旨では、あるいはその荷受け機関に入つておる商業者の扱う数量をきめるといふような業務になるのかとも考えられますので、従来の割当の委任というところは、大分様子が違つて来るわけでありま

す。そういう場合に、現在生きておる規定を使うことができるかどうかということ、は、研究を要する問題でありまして、この規定を残しておきましても、従来の例から申しますと、どうもそういう構成の内容を持つた産業団体に業務を委任するといふか、指定をして業務をやらせるといふことは、困難なように考えられるのであります。なおこの点について、こまかい法律問題であります。が、今私が法規を調べた範囲、あるいは従来の経過から申しますと、どうも

をういう荷受け機関を指定するといふ

いよことは、この法律の運用ではむづかしい感じがいたしておるのであります。

○多田委員 その点はわかつておるのですが、前回物調法を改正する際にも、そういう措置をするように考へて行きたいという御答弁がございまして、で、民間団体を指定するといふ行き方を、今お話のように、産業団体の構成員に對するもの割当、その他相当広範囲の統制的な業務を委任するといふ形でのしに、ものが円滑に流れるための一つの措置として、共同荷受けをするという程度の規定を物調法の中に入れておくことが必要だと、私は申し上げておるのであります。しかし今お話の趣旨は、この物調法で、これを法的に措置することなしに、そういう指定が可能かどうか、要するにこの物調法に基いて各省でつくられる需給調整規則の中に、そういう指定的な措置をとることが可能であるかどうか、この点についてお伺いいたします。

○増岡政府委員 規則の内容として、そういう団体が配給機構といふか、配給の円滑を期するためにぜひ必要であるといふことになりました。必ずしも不可能ではないといふうちに、私はただいまのところ思つておりますが、なほこの点は研究しなければ確実なところは申し上げられませんが、しかし物調法に基いた規則で特定の物資について特定の団体を指定するといふことであれば、全然不可能だといふことでもないように存じます。ただこの共同荷受け業務を実際とするといふ場合には、必ずしもそういう規定をいたしませんでも、あるいは必要範囲の業者が集まりまして、協同組合等をつく

つた場合には、当然荷受け機関として事実上尊重されるということで、一方法規に段階をきめるといふような規定を設けておけば、実際問題としてはその大差なく円滑に行くのではないかと、いふふりにも考えられます。

○多田委員 需給調整規則の面に、そういう指定的な措置をすることが可能なような状況でございますので、そういう線に進んでいただきたい、こう考えております。今業者が協同組合等によつて共同荷受けをすることが可能だといふ話でございましたが、もちろん中小企業等協同組合法によつて定められました範囲の中小企業者が集まりまして、協同組合を組織した場合も別でございます。大体各府県までの共同荷受け機関が必要でございますが、各府県の共同荷受け機関の構成メンバーは卸売業者であります。卸売業者の中には事業者団体、いわゆる使用人を二十人以上使つておるといふようなものも含まれる場合があるものであります。そういった面から考えまして、物調法に基く需給調整規則の中にそういう機関を指定する一つの條項を入れることが可能だといふ考え方を、現在はずきりしませんでしたら、この次の委員会までにはつきり御答弁願いたい。この点をお願いいたしておきます。

次に昭和二十五年内にいわゆる物調法を延期しようという、将来一箇年の間に統制を解除しようという見通しのあるもの、あるいはその反対に、現在

統制しております六十四品目のうち、昭和二十六年まで統制を延期しなければならないという見通しのある物資を、具体的に御説明願いたい。

○西村(久)政府委員 大体におきまして、方針をいたしましては、二十五年中に統制を解除して行く方針であります。二十六年にまたがるものもいたしまして、これは国家再建に役立ちます基礎資材なり輸入物資、並びに食糧関係等の品目が一部残る程度と御了承を願います。

○多田委員 他の物資について数字的に御説明願えれば非常にけっこうだと思ふのですが、この前の委員会でも、そういうように委員長まで申入れをしておきまして、数字的な御説明が願えないかどうか、伺います。

○西村(久)政府委員 各物資の内訳の資料をお上げしてあると思ひますが、資料がありませんければ、資料をこしらえて、委員会にお示しをすることにしたいと思ひます。

○永井(英)委員 過剰物資在庫活用規則によつて、産業復興公団が、重要産業の手持ち資材を買い上げて、これを再配分するということになつておりますが、現在までにどれくらい買い上げておるか、そしてまた現在どのくらいの手持ちがあるか、それをお示しを願いたいと思ひます。

○高島説明員 ただいまの御質問の過剰物資在庫活用規則によりまして、産業復興公団が、今日まで供出者から引取りました物資は、約六億一千万円程度のものであります。ただ価格の関係等の問題もございまして、右金額のうち本契約を結ぶに至つていないものが、約一億四千万程度あるかと思ひ

ます。従つて確実に本契約でとつておりますものは、約五億四千万程度というふうに御了承願いたいと思ひます。

○永井(英)委員 現在買い上げて、手持ちになつておるものはどのくらいあるのですか。

○高島説明員 現在までに約五億程度の本契約をして引取りまして、大体十二月末で、代金といたしましては、約三億七千万円程度のもので入つております。従つてその程度のもので売却済みであるという計算に相なつております。

○永井(英)委員 それでお尋ねいたしますが、この重要産業から丸払い制度によつて買い上げられた品物の代金は、十箇年のすえ置きの国債によつて渡されておる。これは不正物資と同様な取扱ひを受けておりますが、実際にただ余つておつたものを買い上げられたというところで、十箇年のすえ置き、しかも登録公債で渡されておるという状態では、ことに今日のように金詰まりのときにおいては、非常な金融上の圧迫を受けておるわけでありまして、この点に對して政府はどういう処置をとられるか、この点を伺います。

○高島説明員 ただいまの御質問の趣旨、まことにこのとおりであります。ことに過剰在庫制度というものが、こういうデフレ時代になりますと、その制度上からも終末でございまして、三月三日から一応制度としては廃止し、今後の新しい買上げ等はやめるよう、規則の廃止等も準備いたしております。登録国債の点につきましては、二十四年から法律を出しまして、登録国債以外では弁済できないということに相なつて、十年償還という法律上の形式を

とつておりますが、その償還期限等は、今日において大いに促進したいと思ひまして、二十五年から、この償還に手をつけるということにいたしております。二十五年は、今の予定から申しますと、物資の売れぐあい、金繰り等の都合もありますが、五月には償還に着手して行けるんじゃないか。しかしその償還をいたします際には、一応特別金計といたしましては、正保有と過剰在庫と一緒の扱いになつておりますが、ただいま御意見もございましたが、過剰在庫と正保有とは、その趣旨は相當違ふことにもかんがみまして、過剰在庫分を優先的に償還するということにいたしまして、五月からこれに手をつけるように準備をいたしておる次第であります。

○永井(英)委員 五月から着手されるというものは、はなはだけつこうであります。が、大体二十五年中にどれくらい償還をされますか。それをお伺いしたい。

○高島説明員 大体二十五年中では、不正保有を一応除きまして、過剰在庫の関係で、今まで命令の出しておりますものを片づけるという趣旨から、三億五千万円程度のもので予定いたしております。

○永井(英)委員 先ほども申し上げました通り、現在非常に金融難に陥つておりますので、なるべく至急に償還の処置をとられるように、私お願いいたします次第であります。

なお先ほどちよつとお話がありましたが、現在物資も非常に多くなりまして、産業復興公団で、丸払い制度を設けて、そうしてこれで各産業の余剰物資を買いというふうなことは、むしろこれを民間にまかせると、もつと自由に、なめらかにものは動いて行くのではないかと、私どもはこういふふうな気がいたしますが、この点についてどういふ御見解か、お伺いしたいと思います。

○高島説明員 ただいまの御質問の要点は、過剰在庫という形で個々の制度を動かして行くことは、三月三日から省令をはずしまして、今までの清算といたしまして、やつて参りたいのであります。従つて政府といたしまして、ものを賣つて、それを需給調整上売つて行くという制度——ほかの過剰在庫の概念に當らない若干の統制物資が残りますことは、今までの通り、この委員会でお話がありました通りであります。が、こういつた形によるところの制度としては、なくなつて参ります。ただ産業復興公団自身といたしまして、今後物資調整に對していかなる制度を持つて行くか、私は全面的に御答弁申し上げる権能を持つておりませんが、大体の感じといたしましては、政府自身の手を出して、品物の買取り販売をやつて行くという面は、ずうつと後退いたして参りますので、その業務等も逐次整理して行くことになると思ひます。

○永井(英)委員 ただいま答弁をする権能を持つていないといふふうな言われましたが、産業復興公団法の、第十六條の業務内容の規定によりまして、公団業務本来の制度は、重要産業の手持ち資材を買い上げて、再配分するといふ少資材の有効利用にあるといふことではあります。現在の状態ではこの産業復興公団はもうほとんど廃止してもいいんじゃないかといふ気がいた

すのであります。それであなたは、おそれなく御存じないかもしれないが、この一月の六日に炭鉱業者の集まりで説明をされておるところによりまして、産業復興公団は非常にいいことをやつてゐるということ、いかにもまたこれに継続するべきであるというように考えられるようなことを言つておられるのであります。しかし今日のように物資がだん／＼豊富になつて来るときには、もうすでにこの産業復興公団の使命は終つてゐるのであつて、私どもとしては早急にこの産業復興公団は廃止すべきでないか、こういうふうに考へるものであります。政府次官はどういうふうにお考えになりますか。

○西村(久)政府委員 つとめて御意見の趣旨に沿うように、産業復興公団は早い機会にこれを廃止する方針で進めることにいたします。

○永井(英)委員 それからもう一つ、氷なんかもまだ統制規則があります。氷の統制はもう廃止の時期にあるのじゃないかという気がいたします。それから木炭の需給調整規則もまだ残つておりますが、木炭についてはいろいろな問題が起つております。木炭も、むしろ現在においては、この規則があるために生産が阻害されてゐるという面もあるようです。この規則はいつごろ廃止されますか。それをもつと伺ひたいと思ひます。

○西村(久)政府委員 木炭関係は他の政府委員よりお答えさせます。氷の統制は、今までの通り戦後非常時に製氷工場等の設備が腐朽あるいは焼失いたしました関係で、今日まだ復

旧途上にあるのであります。需給を満たし得ないような状況で、これを解きましますと、氷の価格が暴騰いたします。魚価に影響いたします。関係等を考慮に入れます。今日まで統制が解かれないというところを御了承願ひたいと思ひます。

○増岡政府委員 木炭需給調整規則の御質問であります。これにつきましても木炭の今後の需給の見通し、生産者と利害関係、あるいは木炭の需給特別関係の操作のいろいろな観点から検討して参つたのであります。特に全国において、六大都市においては実効価格を、昨年の四、五月に比較いたしますと、最も需要の多い十二月、一月の実効価格を見ましても、そう大した差がありません。安定本部といたしましては、事務的に関係各省と打合せをいたしまして、きわめて早い時期に統制をはずしたいというふうに考へております。

○森山委員 臨時物資需給調整法の改正案について質問いたします。この物調法は、統制物資が次々に廃止されて、現在残つてゐるのはきわめて少なくなつております。従来のような委任立法的な法律は不必要になつて来たのではないかと考へられる段階に達してゐると思ひます。安本長官は自由経済の移行過程から、しばらく存置したいという御意見であつたのであります。が、国民の側から申せば、いかなる物資が統制されておるか、あるいはその具体的な物資の名称等については、なかなかわからないという面があります。しかも、これらの面がすべて各省に委任されておつて、国会が全然タッチできないという状況にある。また国

民の要望もこれに加味するところが少い。国民も国会も知らない間にこれがかつてに廃止になつたり、統制方式がかわつたりするというのが、今まで再三あつたわけでありまして、それが関係の国民に相当大きな迷惑を加へるのじゃないか。われ／＼としてはこの法律を廃止して、必要物資についてのみ立法するということが、今の経済段階においては、国民に対して親切なやり方であると思はれるのであります。けれども、安本当局はこの点についていかにお考えになつておられるか、伺ひたいと思ひます。

○西村(久)政府委員 ただいまのお尋ねの点は先ほどもお答え申し上げたのであります。統制を解いて参つておりますことは御存じの通りでありますけれども、まだ相当数の統制物資が残つておるのであります。これは物調法をやめまして、残りますものにつくまはして単行法でも設置するということになれば、相当数の法律ができなければならぬという不便を生じます。このと、なお物資の統制を解除いたしたつとあります。この途上におきまして法律をつくりましますと、国会が召集いたさなければ、そのものの統制を解きましても、法律がありません。関係上、自由にならぬという不利・不便等もあつたので、統制を解除する途上にあつた今日、ことし一年だけは物調法を存置いたしまして、二十六年以降も必要最小限の物資が残りますならば、その際単行法を考へるべきである。こういう見解のもとに提案をしたわけでありまして。

○森山委員 それではこの物調法の改正案の内部に入りまして、従来この法

律の有効期間については、経済安定本部の廃止のとき、という字句があつたのであります。昭和二十六年四月一日というふうに、日付の点だけに改めたわけでありまして、その趣旨は先般長官が、安本を恒久官庁にする趣旨であるというふうに答へられたわけでありまして、この安本を恒久官庁にするかどうかについての法案は、前々国会の委員会席上、二月の末までにこの法案が提出されるというお話があつたのであります。いまもつてこの法案の提出がないというところを考へますと、この法案の審議は、この改正案の内容からいたしまして、安本改正の改正案の審議と同時に、あるいはそれが終つてからこの法案の審議をすべきであると思へますが、いかがでありますか。

○西村(久)政府委員 安定本部設置法の改正法律案は、二月末日までには提案いたしたいと思ひまして、一応閣議での了解を願つて、その筋と折衝中でありまして、日ならずとめまして、御提案いたしたいと思ひます。従いまして、今御意見のような、この法律案の審議中には必ず並行して出て来て、御審議願うということに御了承おきを願ひたいと思ひます。

○森山委員 そうすると、採決の時期等については、これと同時に、あるいはこの安本の改正法案の審議が先か、いずれかの方法によつて、最後の採決の時期がきまるということでございますか。

○西村(久)政府委員 採決の時期は、当委員会の決議によることであります。政府の閣議するところではないのであります。

○森山委員 いや私が申し上げるのは、安本側の御希望としては、どういふ御希望であるかということでございます。

○西村(久)政府委員 なるだけ物調法の審議中に、安定本部設置法の一部改正法律案も御提案申し上げまして、御審議を願うつもりで努力いたしてあります。

○森山委員 委員長にお伺ひします。この問題は、いかにかなりましうか。

○小野瀬委員 西村政務次官のお考えは、この審議の進行と並行して進めたいというお考えであります。私は必ずしもそうではなくてもよろしいと思ひます。これは期限の問題でありまして、安本が恒久官庁にならうか、臨時官庁であらうか、これは要するに一年延期するといふだけでありまして、別に間違ひせずによつてもさしつかへないと思ひます。

○森山委員 委員長は閣議がないといふふうなお考えで、安本の官制の改正案と別個に審議してもよろしいというふうなお考えのようですが、しかし改正の趣旨について政府当局の説明によれば、安本を恒久官庁にするという官制の改正といふことをこの説明の中に加へられて、この臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案の第四項の御説明をされたので、その点委員長の御認識と政府の御説明とはいささか食い違ひするのではないかと。

○小野瀬委員 委員長の考えを申し上げただけで、食い違ひがあるかもしれません。臨時物資需給調整法の期限延長の問題は、これは安本の機構改革の問題と並行して行かなくてもでき

ることだと、考えておるのであります。しかしそれは考えておりましたも、まだ会期もあることだし、むりに押し切つて、これを切り離してやらなければならぬといふことはございませうので、委員会の皆さんの御希望によつて、いかうにもとりはからいます。

○森山委員 事務局の方の御意見によると、質疑はききようで打切るといふお話しもございましたので、念のために安本の改正法案が出ないうちに——と申しますことは、先般委員も私にお話しがありまして、二月末までには出すといふことを考へますと、その間に多少矛盾が考へられる。できれば予算と税関関係の法律と同じような関係で、やつぱり両法案を提出されたときにこの問題の採決の時期に入るなり、また安本の補正法案の内容いかんによつては、これについても多少関係があるかもしれないことも考へられます。おそろくないかもしないが、しかしききようで打切るといふような形で話がございます、安本の改正法案のいかんにかかわらず、これだけ通してしまふのだといふことは、いかにも国会の権威に関すると思ひますので、委員長におかれましては、この法案の採決の時期を安本官制改正案の出方と十分に合せてお考えをお願いしたいと思います。

○小野澤委員長 森山委員にお答えいたします。ちようど共産党の米原委員からもききよう質疑の通告があるのです。が、安本長官がお見えにならないので、質疑を留保することになつておりますから、どちらにいたせ、ききようは質疑

打切りというわけには参りませんので、次会まで留保することにしたします。なお委員会多数の御希望が森山委員と同様であれば、当然その趣旨に従つて私の方は取返しますから御了承を願ひます。

○森山委員 それでは現行物調法の内容に入りまして、第一條の第三号と第四号の適用が、いかなる状況になつておるか、お伺いしたい。

○増岡政府委員 第一條の第三号は輸送関係のことでありまして、これに基いて出ております命令は資料としてお手元にも差上げてあると思ひます。御承知の通り、指定物資輸送証明規則という輸送の関係を制限してある規定があります。それから臨時建築制限規則、御承知の通り一定の規模以上の建築について許可を受けるという関係の規則があります。そのほかには繊維関係で絹紡の復元に関する件、あるいは繊維製法検査規則、臨時繊維機械設備制限規則、これらの規定が出ております。それから第四号の関係では、先ほどお話ししました過剰物資等在庫活用規則というのが出ております。二條の三号、四号関係ではさうな規則がありません。

○森山委員 そうしますと、同條の第二項に、以上の各号に掲げる事項に関する命令によつて生ずる損失は補償するようになつておりますが、これに要する予算はどういうふうな関係になつておりますか。

○増岡政府委員 ただいままでのこの規定の運用によりまして、直接制限によつて損失を生じたというふうな認められる事例はございせんので、ただいまのところは、これに関する予算は

計上いたしております。

○森山委員 それから第三條の二の關係であります。本法の執行機関の問題、地方の自治に從來の事務を大幅に移譲する方針と聞いておりますが、その進行状態はどうなつておるのですか。

○増岡政府委員 現在指定配給物資については、ほとんど全部が地方公共団体の長に委任されております。今後指定生産資材につきましても、御承知のように国の機関がやつておつた部分、地方公共団体に移ることに相なつておりますので、その面で権限が地方公共団体の長に委任されるということになるわけでありまして。

○森山委員 現在各省のもとにあると申しましたが、特に農林省等が問題になつておりますが、資材調整事務所は、今後どういうふうになるのですか。

○増岡政府委員 ただいま申し上げましたように、通産省の下部機構であります。農林省の下部機構である資材調整事務所も、その振つていた事務は、全部地方公共団体の長に移るということになります。

○森山委員 将来もし統制が昭和二十五年中に相対大幅に撤廃になる。二十五年度に於けるのはご存知かであるといふことになり、そうしてこれを地方の知事に移すことによつて、この各省のもとにある資材調整事務所の職員は、どういふふうな整理されて行くのかどうか、ちよつとお伺いいたします。

○増岡政府委員 結局統制の業務、特に割当の業務に當つては人員は、統制の解除とともに不必要になりますので、地方のみならず、中央地方を通じて、その業務に必要であつた人員だけはだん／＼整理されて行くということになります。そうして地方公共団体に、資材調整事務所なり、あるいは通産省の各府県の事務所にある職員も移譲される。物資の統制を続ける範圍において必要だけが、地方公共団体に吸収されて、その余のものは、いわゆる行政整理のようになつていくかどうか、わかりませんが、整理をされる。これは中央地方を通じて、統制の大幅縮減に際しまして、さうな結果に相なるのであります。

○森山委員 そうするとその整理の責任は、政府の立場においてやるわけですね。

○増岡政府委員 まだ移らない間の問題は政府の責任でやることに相なりませんが、移つてしまつてから縮減された部分については、やはり公共団体の方でやつていただくということになるのであります。

○森山委員 それから先般長官は、企業活動の自由にするため、場合によつては現行の事業者団体法の改正の問題も起るといふような御答弁があつたのであります。が、統制廃止と、独禁法あるいは事業者団体法というふうな、一連の集中排除法の精神のねらいとは違ふのではないかと思われるのであります。統制解除に伴つてほんとうに事業者団体法を、長官の言うごとく改正するののかどうか。またどういふふうな改正を行おうとするののかどうか。本日は長官がお見えになつておられないので、政務次官から……

○西村(久)政府委員 お尋ねの点は、安定本部長官がいかに前に前にお答え

になつたか、私わかりませんから、お答えすることは差控へまして、長官の出席の際に、長官の心持を伺つて御了承願ひ方が無難だと存じます。

○森山委員 最後に、從來からの統制を大幅に撤廃し、二十五年度においてはその大部分の統制も撤廃になるわけでありまして、この從來の統制の撤廃はいかなることを目的とし、基準として行つておつたかということをお伺いしたい。

○西村(久)政府委員 原則といたしまして、需給のバランスがとれるようになつたものより統制の撤廃をいたすのであります。

○森山委員 需給のバランスがかりにとれているという場合でありまして、それが生産者等に重大なる影響を与へるといふような場合、たとえば農産物のごとく、多く春にその栽培を開始して、とれるのが秋であるといふような場合に、そのとれた秋に、従つてその供給の最も過剰となる時期において統制を撤廃するたために、農民が農民が非常に困るといふ場合が生ずる。さういふことに對しては、從來の統制撤廃において十分考慮しておられるかどうかをお伺いしておきます。

○西村(久)政府委員 十分にさういふ点は考慮いたしまして、各物資統制の撤廃は処理いたしておりますことを、御了承願ひたいと思ひます。

○森山委員 そうするとここにひとつ具体的な例をもつて申し上げたいと思ひますが、栃木県の特産物で大麻がございまして。この統制撤廃が十一月に行われたわけでありまして、これはいかなる見地からなされたのであるか、お伺いいたします。

○西村(久)政府委員 十一月にやりま
すことが適当な時期であると考へまし
て、大麻の統制は十一月に撤廃いたし
たのでございます。

○森山委員 大麻については、私は需
給のバランスの問題をまずおくとい
たしまして、十一月の時期が、先ほ
ど政務次官の言われたごとく、生産者
である農民の立場、特に農業生産物の
特殊性を加味して、そういう立場を考
慮したかどうかについて、むしろ反対
の事例であるということ、私ははつ
きり申し上げなければならぬと思つた
のであります。政務次官の、そういう農
民の立場も考慮し、農業生産物の特殊
性も考慮するといふ今の言葉と、大麻
の事例とはあまりにも違ふのではない
かといふことの御見解を伺いたい。

○西村(久)政府委員 十一月に統制を
解きましたのは、多少時期的に遅れを
生じた感じはあつたのでありますけれ
ども、その時期をはずしますと、また
もう一年延びてからなければならぬ
といふことを考へたしまして、多少
時期が遅れましたけれども、十一月に
撤廃したものであります。

○森山委員 十一月の時期は、大麻の
場合には最も生産の過剰になる時期
で、もし統制を撤廃するに適當な前
の時期を逸したとするならば、三月ご
ろの、次のまきつけ期の前に統制を撤
廃することが、先ほどの御考慮をおお
いになるならば、適當であつたのでは
ないかといふことを伺ひたい。

○西村(久)政府委員 御意見の通りの
ことを考慮に入れたのでありますけれ
ども、あとへ引延ばして統制を解きま
すことよりは、多少時期的に遅れても、
十一月に解いた方がよいであらうとい

つた見解のもとに解いたのであります
から、そういうふうには御了承願ひま
す。

○森山委員 栃木県の、巷間伝へると
ころによりまして、この大麻の統制撤
廃を積極的に希望したものは、特に昨
年の秋においては農民の側からは全然
なかつたのでありまして、大麻の統制
の撤廃を希望したところのものは、
この大麻を用いてけたのしんなわなり
何なりをつくること、商人階級で
あつたといふことであります。要する
に農村の立場としては、この最も生産
過剰期でデフレ経済といふような時期
において、統制撤廃はむしろ一日で
も延びた方を好んでおつた。しかるに
この農民の立場と全然逆の立場にある
といつてもいい、それを使つてしんな
わをつくる商人階級から、この大麻の
統制撤廃を要望され、現に猛進衝がな
された。また聞くところによれば、農林
省、あるいは安本の担当官といひま
すか、事務当局の人たちの間には、こ
の大麻の統制の撤廃の時期としては、十
一月が適當ではないかといふ意見があ
つたことを、私も身も聞いておつた。し
かるにこれが十一月に解かれたことは
安本幹部の方々が、この統制撤廃をす
るために、押し切られたやに聞いてい
るものであります。そういうことであ
るといたしますと、先ほど政務次官が
言われた、統制撤廃は需給上のバラン
スを考へる、さらに農業生産物のバラン
スも考へる、それは考慮して、それを
特殊なものについては、それを考慮して
統制撤廃を行つたといふ、その考慮は全
然おかれていないじやないかといふこ
とになる。要するにそれは口頭禪的な
ものになるのではないか。統制を撤廃
することがきわめて無計画に行われて

いるじやないかという印象が、私には
持たれるのであります。その点につい
て御政務次官御承知の範囲内の御意見
を開きたい。

○西村(久)政府委員 先ほどからお答
え申し上げている通りであります。か
ら、これ以上は見解の相違と申しま
す。議論に入ると思ひますので、差控
えたいと思ひます。

○小野瀬委員 ほかには御質疑はあり
ませんか。なければ本案に対する質
疑は次会にゆづります。

○小野瀬委員長 引続き公共事業につ
いて、政府当局より説明を聴取いたし
ます。今泉政府委員。

○今泉政府委員 それでは私から昭和
二十五年年度公共事業費予算の全貌につ
きまして、ごくその概略について御説
明申し上げたいと思ひます。お手元に
資料を差上げてあります通り、昭和二
十五年年度公共事業費全額といたしま
しては、九百七十億でございます。これ
を前年度予算の六百六十六億四千円に
対して、どのくらい増加になつてお
るかとお申しますと、六割増しというこ
とに相なつております。さらに一般會
計歳出予算に關しましては比率を申し上
げますと、前年度の予算が、その一般會
計歳出総予算に対する割合が、八二%
であるのに対して、二十五年年度の
予算は、一四七%、そういう比率で増
額に相なつております。それからこの
予算を編成する重点は、一体どうい
う点にあるかといふことにつきまして、
御説明申し上げますと、一般公共事業
費につきましては、治山治水事業に最
も重点を置いて編成したと申し上げる
ことができますと思ひます。従つてその
金額も治山治水事業といたしまして

は、百七十五億四千万という金額を盛つて
おります。それからもう一つの特徴と
申しますれば、前年度予算は御承知の
通りドッジ方式によりまして、かなり
むりな圧縮の仕方をして、かなり
で、それも特にこの一般公共事業関係
において、かなりむりな圧縮をいたし
ました結果、六三割を初め農業その他
にかなりきつい削減の方式がとられた
のでございますが、二十五年年度予算に
つきましては、そういう前年度のこ
の不均衡をできるだけ是正するとい
うことに重点を向けた次第でございま
す。なおそのほか今年度の緊急事業
といたしまして、たとえば厚生施設で
あるところの結核病棟あるいは保健所
の増設であるとか、それから海上保安
施設としての燈台の増設とか、それか
ら目下非常な緊急問題になつておりま
すところの住宅施設の増加、こういう
ものにつきましては、一般のものに
くらべて、かなりの増額を予定した次
第でございまして、さらに災害復旧予算
について申しますれば、昭和二十五年
度に一応限定いたしまして、その災害
のうち、土木災害については、全額國庫
負担の制度を採用したこと、ございま
す。さらに昭和二十四年度におきまし
ては、過年度災害の予算は盛りまし
けれども、当年に発生する災害につ
きましては、先ほど申し上げました通り、
公共事業予算全般が、極端に圧縮され
た結果、当年災害の予算に計上してなかつ
たのでございまして、二十五年年度につ
きましては、百億をこれに予定して、
計上してある次第でございまして、さ
らにこれは公共事業予算と直接の關係と
いうことではございませぬけれども、

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

御案内の通り、昭和二十五年年度の見返
り資金の使用につきまして、百十億と
いうものが、公共事業に使つてもよろ
しいもの、関係方面の御了解も得まし
て、一応この百十億を公共事業に充て
るべく、予定しておる次第でございま
す。この見返り資金の百十億は、関係
方面の意向も、大体のこととはわかつて
おります。と申しますのは、大体百十
億は日本の経済の二十五年年度のあり方
等をよく見た上で、河川とか道路とか
港灣とか、国の直轄関係の事業に予備
費的に使いたいという意向は聞いてお
ります。が、なお具体的にそれでは内容
的にどういふものを盛るかといふこ
とにつきましては、まだ関係方面とも
正式に交渉をいたしておりませんので
目下これにつきましては安本内部にお
いて、どういふものにつけてこれを
議中でございまして、一応の案は各省
からいたされております。大体この百
十億に對しては五百億ほどの要求は、各
省から目下私どもの方でもりとめた
ものには集まつておりますが、その五
百億のうち、どういふ方をする
かといふことにつきましては、内々今
協議中でございまして、近く各省の協
議會等も開き、その使ひ方等について
各省の意見も十分参酌した上で、司令
部當局とはかつて、できればなるべく
早い機会においてこういつたものも決
定したいと考へておりますが、私企業
関係と違ひまして、はたしてこの年度
当初にこの使ひ方を一般公共事業費と
同じような予算的なふうにと取扱つてく
れるかどうかといふことは、今後の折
衝にまたなくてはならぬと思ひます。
ごく概略を御説明申し上げて、なお具

体的な問題につきましては、御質疑に
対してお答え申し上げます。

○小野瀬委員長 大体今今泉政府委員
から公共事業費計画の全貌について、
御説明があつたのでありますが、これ
に対して竹山委員から質疑の通告があ
りますので、これを許します。

○竹山委員 ただいまの説明も非常に
大まかでありまして、私も第一段階
として、まず非常に大まかな質問をし
て、あとの機会に内容的に伺いたい。

それは今年の公共事業費の編成の仕
方が従来のと違つて、安本が一括して
やつておつて、あとでわけ、いわゆ
る予備費的なやり方を今年はおかえて、
非常にこまかく予算的にやられた。こ
の理由はどういうわけでありまして、
一応伺つておきたい。

○今泉政府委員 さきほどそれは御説
明にもよつと申し落しましたが、昨年
までは非常に大まかに部、款、項まで
公共事業費といふことで、組んでおき
まして、内容は部、款、項まではあつ
たのでございまして、本年度はさらに
部、款、項、目まで定めまして、一段
低いところまで定めた次第でございま
すが、これは国会の御審議を願う關係
からいつても、あまりに漠然たる数字
でお示ししたのでは、御審議の御便宜
にもならぬのではなからうか、国会に
はできるだけ細目にわけて予算として
提出する方が適當ではないだらうか。
こういう観点と、そうかといつてそれ
では一般行政部費のように事ごまかに
もつと下まで組むかという問題でござ
いますが、御承知の通りあまりこまか
く組みますと、一般行政部費と違いま
して、公共事業費の方は内部的にやり
くりもしなくちやならぬような事態も

かなり出て参りますので、あまり事ご
まかに縛りますと、あとでこれを実際
使用する際に非常に困るという場合も
考えまして、大体部、款、項、目では
ございまして、この日のきめ方も、
かなり一般行政部費に比べて大まかな
点を持つというわけでありまして。

○竹山委員 まあこのくらいの程度で
けつこうだと思ひますが、この程度
にこまかくわけて予算が編成され、ま
たこれを国会が審議をして決定される
ということになれば、この款を安本が
自由に流用するといふことは考えられ
ない。そうすると、一体公共事業費と
いうものを安本が一本でやられる必要
があるのかどうかという疑問を私は持
つ。ことに今年は今も説明のように、
災害に対する予備費的なものの計上が
あるが、去年までは災害費を組んでお
かないからいふ国会が予算を議決を
しても、一旦計画をしたものを災害へ
どん／＼持つて行つてしまつて、計画
がめちやくちやになつてしまつたとい
うようなことで、ずいぶん國民は迷惑
をして来た。その点は一歩前進をした
と思ひますが、そうなることは安本
で率直に申せば、こうこまかくわ
ける以上は、各省でやることと一体ど
れだけ実質的に違いがあるのか。この
点は何も安本へ懸念を持つて言うわけ
ではないので政府全体から見ても非常
に事務的に國民が迷惑をする面も私は
多いと思ふ。行政の簡素化を叫ぶ現内
閣が、なるべく仕事を簡単に、実効を
上げる意味から言へば、この程度にわ
けられるならば、むしろわけておいた
やないかという感じを持つておられる
です。これはやめろという私の意見で
ありませんが、一応これに対する今後

の見解を承つておきたいと思ひます。

○今泉政府委員 御質問の趣旨は、現
実に予算にいつたら、あとはもう各省
にまかしたらいのじやないかという
ことだと思ふのですが、現実の使い方
は、安定本部の予算といふことに一応
つきまするが、大体予算がきまつて、そ
れからこれは御承知の通り、従来は四
半期ごとの認定といふことをやりまし
て事業認定によつて各省に移しかえす
るということに相なつております。従
つて認定を今四半期ごとにやるといふ
のは大分煩瑣であるから、各省はこ
れを全廃とまでは行かなくても、上と
下二期くらいにわけて、実際の予算の
移しかえを早くできないか、こういう
御希望がありまして、これは予算委員
会等においてもそういう御質問が出た
わけでもございまして、認定制度を設け
て当初と、現在とはかなり情勢も違つ
ておりますので、私どもは関係方面の
了解を得られれば、そういうた各省が
予算を使うのに使いやすいような方向
に、できるだけ持つて行きたいと思ひ
ことで、現在大蔵省とも協議いたしま
して、関係方面の方にもよく協議
はいたしておりますが、なか／＼予
算全般が四半期ごとになつて使われる
という会計法上の問題等もございまし
て、安本の認定だけを全廃するとか、
あるいは上下二期にするといふような
問題は、早急に実現ができるかどうか
といふことについては、今約束した
しかねるような次第でございまして、
方向をいたしましてはなるべく御指示
の方向に、実際の予算を使う際は、各
省が使いやすいような方向に、特に二
十五年度からは方向として、そういう
た方面に努めて参りたいと考えておる

次第であります。

○竹山委員 十分考へるということ
ありますから、私もそれに期待をして
おりますが、例示的に申せば、たとえ
ば災害の予算の中で、防災の施設をや
りたいといふようなことの小さな問題
までも、安本の方で非常にやかましく
言われる結果、実行の面において非常
にうまく行かないといふようなことを
しばしば聞くのであります。そういう
点も、これはこの委員会の問題ではな
いかもしませんが、ひとつよくお考
えを願ひたい。この点を一応伺いた
いと思ふ。

それから第二の点は見返り資金の問
題であります。今も御説明がありま
したが、私の記憶では、公共事業費が
削られたときに、大蔵大臣は「正式
に国会に話したといふことではないと
思ひますけれども、見返り資金でこの
穴を埋めるのだ」といふことを言われ
ておるやうに思ふ。それがなか／＼目下
実行に入らない。今お話を伺つてい
ると、いつ実行に入るのかまだ見当が
ついていない、これから相談をするの
だといふことであります。これははな
はだ私は意外に思ふ。これが公共事業
費に沿つて計画をされたくらいにわれ
われは考へ、また政府の閣僚等には
しばしば／＼が話をしますときにも、
そういうことを閣僚が公言しておら
れた。それが今もつて事務当局では何
れはまだ具体化されてないといふこと
は、はなはだ遺憾に思ふ、また意外に
思ふわけでありまして。この点について
は政府はどういう熟意と態度をもつて
御処理をなさるうとするか、政務次官
の御見解を伺つておきたい。

○西村(久)政府委員 お尋ねの点はご
もつともでございしますが、見返り資
金の性質から考へまして、日本政府が
一応予算に示しておられるものの範
圍内において配分計画を立てまして、
一応関係方面の意見を打診してきま
る問題であるのであります。はなはだ申
し上げていいのが汗顔の至りに存じ
ておりますが、二十四年度の見返り資
金の使途そのものについてすらも、今
月まで竹山君が御心配のような状態に
置かれてあります。はなはだ申訳ない
と存じておりますが、これもなるた
け早く解決を願うやうにとり趣意で
政府は努力を続けておるのでありま
す。二十五年度の予算も、予算書に示し
ております通りに、一通りの見返り
資金の配分額はできております。し
今お尋ねの關係は、公企業に対する見
返り資金の投資の、四百億の配分のう
ちの百十億の關係のお話であらうと思
つては先ほど今泉委員長よりお話があ
りました通り、案をまとめまして、そう
して関係方面の了解を願う段階に進ま
なければならぬ。こういうふうなので、
おしかりはごもつともと思ひます。け
れども、向うの方よりも使えという強
い意味合いでないのでありまして、希
望的と申しまするか、場合によつては
考へてもいいといふような程度の趣旨
であるのであります。これを貫徹する
上について、日本政府は今後努力いた
しまして、なるたけ重点的に百十億の
費用を使つてもらひまして、そうし
て国の再建に寄与したいといふつ
もりでおるのでございまして。今日内容
をはつきり明示され得ない段階にあり
ますことは、お詫びを申さなければ
なりません。資金の性質にかんがみ

○竹山委員 政務次官のおつしやるこ

年も十年もかかつて完成するというの

私は初めからそういうことを予想した

出ておりますので、当然こういつた点

従つてもし東京を販上げるとすれば、

が、今説明を聞いておつても依然とし

に大ざつばなものが手元に来ただけで

それから純然たる国営でもないという

定であり、二以上のことは他の委員

上りたいと思いますが、ただきより御

修補者として、私企業でにとりして

希望だけ申し上げて、また次の段階で

約二萬圓に上つてゐた。

ているわけでありませう。

もつと視野を広く、国民の直接触れる

の要求が五億もありまして、そのうち

療養所、その他いろいろと政府におい

資だけではやつて行けないということ

と思いますが、そのうちで特に医療と

ないところ——これは私の誤謬又よ山

打切ります。

系が入つてゐると言いますが、東京の

にたしので、た 西石津に舟をたを

員のお客々に付言し、丹し、三下が

よゝと淋れておつたよゝであります

ろが非常に多いと思っている。帯広を

ないが、こういう御心醒のようであり

る入っていないという事は、先ほど

ないようなところで、しかも公共的な

たいというので、わくのうちには入つ

おるだけで、これを取上げるやいなや

て行くところという請願が、非常に多いの

ので、御希望のよろな県で安定本部よ

き、二、と思ひます。

は特に見逃し強命で昭和二十五年度には

御了承を願ひたいと思ひます。

古屋は入つてゐるが、東京が人つてな

いたします。

ましたが、農業としては私企業の方面

と名古屋は市営でやつております。従

[illegible]

せんで、今候補者として種類別に申し上げましたが、その中のどういつた種類が一体公共事業として取上げられるかどうかということについて、今日まだ確信を持って申し上げるあれはありません。しかしながら向うとの話合いがありまして、そういった趣旨のものにも使つてよろしい、こういうことに相なりますれば、厚生省あたりの施設といたしましては、結核関係ということは非常に重要なことでありますので、もし取上げるとすれば、結核療養所といったようなものは、最優先的に取上げられるものじやなからうかと考えております。

○志田委員 総合開発の方に対してはどの程度のことをお考えになつておられますか。

○今泉政府委員 これも百十億の使い方をするかという事でござる問題だと思ひますが、総合開発的なものに、つまり総合開発の中に含まれる河川、道路、港湾といったものを一本として、ある特定地域にまとまつた金をどかんとつけるようなものにやるか、それともあるいは河川の大きなもの、あるいは干拓の大きなもの、道路の大きなもの、こういつたものに種類別に大きくつけるか、こういつたことによつて使い方も違つて来ようと思ひます。今のところどちらに重点を置いて行くということも、ちよつとお答え申し上げますが、これも兼ね合いの問題でございまして、もし重点がそういった地域的なものにも置くべきだということになれば、考えられる問題だと思ひますが、そうじやなくて種類別に重点を置いて行くということになりますと、ある一定の地域だけを限つて、

そこに何十億という予算をどかんとつけるということも困難じやなからうか。しかしまだきまつたことじやございませんで、彼此その点は十分考慮した上で、どちらが効果的であるかという点で、今後研究して参りたいと思ひます。

○志田委員 さつき燈台のようなものはやるというお話でしたが、港湾についてはどういふふうにお考えになつておりますか。たしか海上保安庁の燈台は考へているということでありましたが、海上保安庁関係の燈台だけでなく、港湾自身については何かお考えになつて作案しておられるか。

○今泉政府委員 たび／＼申し上げるようですが、まだ安本はどれを取上げるといふことを決定したことはございませんで。ただ候補者には、先ほどもちよつと申し上げましたが、燈台のほかには港湾が――港湾の中に一般の商港、漁港も入つておりますが、要求としては出ております。

○小野瀬委員長 それでは他に質疑もないようでございますから、本日はこの程度にいたし、さらに次回の委員会において、物調法並びに公共事業に関する質疑を続行したいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつて御通知いたします。

午後四時三十七分散会

昭和二十五年三月二十九日印刷

昭和二十五年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所